

2019年3月29日

お客さま各位

株式会社七十七銀行

「77ATMカードローン取引規定」改定のお知らせ

株式会社七十七銀行では、2019年3月29日（金）より「77ATMカードローン取引規定」を以下のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

1. 改定内容

（下線部が改定箇所です。）

現 行	改定後
<p>第14条（貸越の中止、解約）</p> <p>1. 本取引の契約期限到来前においても、次の各号の事由が生じた場合には、銀行は借主への通知を行うことなく、いつでも本取引による貸越を中止することができるものとします。</p> <p>（1）本取引の約定返済を遅延したとき。</p> <p>（2）<u>借主の銀行に対する他の債務の一つでも期限に返済を履行しなかったとき。</u></p> <p>（3）保証会社から保証中止の申入れがあったとき。</p> <p>（4）<u>金融情勢の変化、銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</u></p> <p>（5）<u>本取引の契約を行った者が、借主でないことを銀行が知ったとき。</u></p> <p>（6）<u>本取引の契約成立後に銀行から借主あてに送付する「契約内容のご案内」等の郵便物が到着しなかったとき、あるいは受取りがなかったとき。</u></p> <p>（7）<u>本取引の契約成立後に銀行または保証会社を実施する第1条第3項の契約確認の電話連絡が、所定の期間内に借主につながらなかったとき。</u></p>	<p>第14条（貸越の中止、解約）</p> <p>1. 本取引の契約期限到来前においても、次の各号の事由が生じた場合には、銀行は借主への通知を行うことなく、いつでも本取引による貸越を中止することができるものとします。</p> <p>（1）本取引の約定返済を遅延したとき。</p> <p>（2）<u>金融情勢の変化、借主の銀行または保証会社（株式会社七十七カード）に対する他の債務の履行を遅延するなど、債権保全その他相当の事由があるとき。</u></p> <p>（3）保証会社から保証中止の申入れがあったとき。</p> <p>（4）<u>本取引の契約を行った者が、借主でないことを銀行が知ったとき。</u></p> <p>（5）<u>本取引の契約成立後に銀行から借主あてに送付する「契約内容のご案内」等の郵便物が到着しなかったとき、あるいは受取りがなかったとき。</u></p> <p>（6）<u>本取引の契約成立後に銀行または保証会社を実施する第1条第3項の契約確認の電話連絡が、所定の期間内に借主につながらなかったとき。</u></p>

2. 改定日

2019年3月29日（金）

以 上